

新型コロナウイルス感染症に関する水道料金の減免について(手続不要)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けている方への支援として、水道料金(基本料金)の減免を行います。

なお、今回の減免につきましては、使用者の方からの申請手続は不要です。

1 対象者

津山市と給水契約を締結している市民・事業者

※給水装置の設置場所が、津山市外の使用者の方については、減免の対象外となります。

2 対象期間

令和2年8月検針分から令和2年11月検針分まで

・偶数月検針地区 ⇒8月検針分、10月検針分の2期

・奇数月検針地区 ⇒9月検針分、11月検針分の2期

※8月31日が納期限の水道料金は、減免対象ではありませんのでご注意ください。

3 減免内容

水道メーターの口径に応じた基本料金の全額

○水道メーター口径別の基本料金(税込)

水道メーター口径	1期分(2ヶ月)	2期分(4ヶ月)
13mm	1,760円	3,520円
20mm	3,080円	6,160円
25mm	4,730円	9,460円
40mm	6,380円	12,760円
50mm	7,920円	15,840円
75mm	9,460円	18,920円
100mm	12,650円	25,300円
150mm	16,830円	33,660円

※ 水道メーター口径については、「使用水量・料金のお知らせ(検針票)」でご確認いただけます。

4 集合住宅等の減免について

集合住宅等で、一括して家主・管理会社等と給水契約を締結している場合は、家主・管理会社に対して請求する水道料金を減免します。管理会社等に水道料金をお支払いの方は、管理会社等に確認をお願いします。